

# 利 用 上 の 注 意

## I 商業統計調査について

### 1. 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としています。

### 2. 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「基幹統計調査」で、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施しています。

### 3. 調査の期日

平成 26 年商業統計調査は、平成 26 年 7 月 1 日現在で実施しました。

なお、商業統計調査は周期調査ですが、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施しています。

また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサス - 活動調査実施年の 2 年後に実施することとなり、今回は、総務省所管の経済センサス - 基礎調査との同時調査（一体的）により実施しました。

※ 平成 19 年調査以降 7 年ぶり。ただし、平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、平成 19 年調査の数値とは接続しません。

### 4. 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 I - 卸売業・小売業」に属する事業所を対象としました。

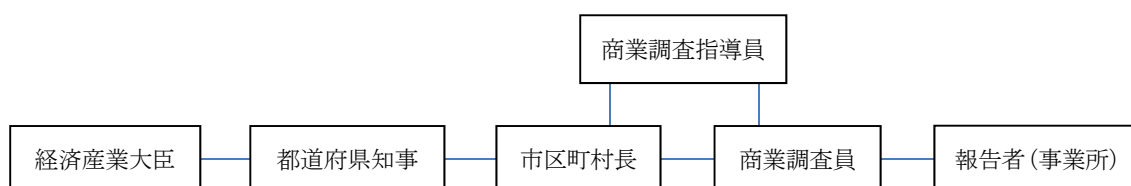
調査は、民営（国、地方公共団体以外）の事業所を対象とし、例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も対象としました。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象としました。

### 5. 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査方法は、以下のとおりです。

- ① 報告者（事業所）が、調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する又はオンライン提出による調査員調査方式



- ② 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する本社等一括調査方式



## II 平成26年商業統計表について

### 1. 主な用語の説明

#### (1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

#### (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務を行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。

- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とします。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

#### (3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類されます。

⑤ ガソリンスタンド

⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

#### (4) 従業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいいます。

① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいいます。

② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいいます。

④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 期間を決めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

⑤ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものです。

#### (5) 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。

#### (6) 売場面積（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいいます。ただし、牛乳小売店（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていません。

## 2. 記号及び注記

① 統計表上の記号については、次のとおりです。

「X」・・・秘匿したもの

※ 1又は2の事業所に関する数値で、そのまま掲げると個々の申告者の秘

密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所。3以上の事業所に関する数値  
であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様。

「－」・・・該当がないもの又は調査していないもの

「0.0」・・・四捨五入による単位未満のもの

- ② 年間商品販売額の数値は、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない場合があります。
- ③ 統計表中の割合（％）は、内訳と合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しない場合があります。

### 3. 問い合わせ先

この報告書についてのお問い合わせ・照会等は、下記までお願いします。

佐賀県総務部 統計分析課 調査分析第2担当

電話:0952-25-7037 Fax:0952-25-7298

Mail: [toukeibunseki@pref.saga.lg.jp](mailto:toukeibunseki@pref.saga.lg.jp)